

【勤務地：東京都区内】

期間業務職員の採用について

内閣官房内閣総務官室では、期間業務職員を次のとおり募集いたします。

職 種	文書交換及び電話対応業務
雇用形態	非常勤
雇用期間	令和８年４月１日から令和９年３月３１日 ※採用後、１ヶ月間は条件付採用期間となります。 ※雇用期間終了後、勤務成績等により再採用することも可。
資 格	高校卒以上で、パソコン（ワードプロセッサソフト及び表計算ソフト（Word、Excel 等））が扱える方 なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。 １ 日本国籍を有しない者 ２ 国家公務員法第３８条の規定により国家公務員になることができない者 ○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ３ 平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣言を受けている者（心身耗弱を原因とする者以外）
就業時間	９：３０～１８：１５ ※ 仕事内容によっては時間外勤務を伴うことがあります。
休憩時間	１２：００～１３：００までの６０分
給 与	日給月給制 １１，１９０円～１３，１７０円／日（経験年数による） ※ 給与法改正に伴い変更となる可能性があります。 その他に賞与、通勤手当（月額１５０，０００円以内）、住居手当（月額２８，０００円以内）、超過勤務手当あり。
退職手当	一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。
休 日	土・日・祝日及び年末年始（１２月２９日～１月３日）
休 暇	年次休暇１０日（半年経過後に付与。契約更新時に繰越可。） ※ その他、事情に応じた有給・無給の休暇があります。

<u>就業場所</u> <u>加入保険</u>	東京都千代田区 雇用保険、健康保険（国家公務員共済組合制度（短期給付））、厚生年金保険に加入。 ※ 国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。 ※ 再採用により一定条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は国家公務員共済組合制度（長期給付）への加入へ切り替わります。
<u>仕事内容</u> <u>採用人数</u> <u>応募要領</u>	文書交換業務及び国民からのご意見電話対応業務 若干名 市販の履歴書（カラー写真貼付）に必要事項及び志望動機（200字程度）など身上事項を記載の上、次のあて先まで郵送願います。 ※ 応募書類は返却いたしません。当室において責任を持って廃棄いたします。 ＜宛先及びお問合せ先＞ 〒100－8968 東京都千代田区永田町1－6－1 内閣官房内閣総務官室 総務担当 電話（03）5253－2111代 内85104 ※ 封筒に「期間業務職員（文書交換及び電話対応業務）選考書類在中」を記載願います。
<u>募集期限</u> <u>試 験</u>	<u>令和8年1月30日（金）必着</u> 1次選考 書類審査 2次選考 面接 ※ 応募書類の提出に応じ、募集期限前であっても随時面接を行います。 ※ 書類審査（1次選考）の上、面接（2次選考）を行うこととなった方のみ、面接（2次選考）の日時・場所をご連絡いたします。 ※ <u>令和8年2月20日（金）までに当方より連絡がない場合には、1次選考の結果が不合格となりますのでご了承ください。</u>